

半田市ひとり親家庭等自立支援サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 半田市ひとり親家庭等自立支援対策事業実施要綱第3条第5号の半田市ひとり親家庭等自立支援サポート事業の実施については、同要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業内容)

第2条 この事業は、離婚後等生活激変期にあり、早期に支援が必要である家庭や、生活等に支障をきたし、支援が必要である家庭等に対し、次に掲げる支援を行うことにより行うものとする。

- (1) 子育て・生活サポート 安心して子育てや生活ができるよう、子育て支援等のサービスの提案をするとともに、必要な相談支援を実施するもの
- (2) 就業サポート より良い職業に就けるよう、自立に向けた提案をするとともに、必要な相談支援を実施するもの
- (3) 経済的サポート 経済的に自立ができるよう、各種の情報提供をするとともに、必要な相談支援を実施するもの
- (4) 養育費取得支援サポート 養育費が取得できるよう、取得促進のための情報提供をするとともに、必要な相談支援を実施するもの
- (5) その他サポート その他市長が必要と認める相談支援を実施するもの

2 前項の相談支援を行う場合においては、ひとり親家庭等と面接の上、当該ひとり親家庭等とともに、個々の状況に応じた個別の自立支援計画を作成するものとする。ただし、自立支援計画の必要がないと認める場合は、この限りでない。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、半田市ひとり親家庭等自立支援対策事業実施要綱第2条に規定するひとり親家庭等とする。ただし、現にひとり親家庭等に該当しない場合においても、養育者家庭等これに準ずるものも含めることができるものとする。

(サポート体制)

第4条 この事業は、母子・父子自立支援員を中心とし、専門の職員相互によるサポート体制により、実施するものとする。ただし、必要に応じ、庁内関係課及び関係機関等との連携を図るものとする。

2 前項のサポート体制は、次の各号に掲げる職員につき、それぞれ当該各号に掲げるサポートを基本とする。

- (1) 母子・父子自立支援員 ひとり親家庭等に対する各種相談・支援、指導等
- (2) 家庭相談員 ひとり親家庭等に対する養育相談・支援等
- (3) 保健師 ひとり親家庭等に対する育児・子どもの発達等相談・支援及び健康に関する相談・指導等
- (4) 保育士 ひとり親家庭等に対する子育て・遊び等相談・支援、指導等
- (5) 福祉主事 ひとり親家庭等に対する家事・生活支援、指導等
- (6) 臨床心理士 ひとり親家庭等に対する心の相談・支援、指導等
- (7) その他の職員 ひとり親家庭等に対する必要な相談・支援、指導等
(報告)

第5条 市長は、事業の実施に関し必要があると認めるときは、対象者に対し、必要な報告を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。